

令和8年4月期家事調停委員選考の申込みについて

1 調停委員の職務内容等

別添パンフレットのとおりで。御興味のある方や御不明な点がある方は、別紙記載の連絡窓口までお問い合わせください。

2 求める候補者

- (1) 住所又は勤務先が以下の家庭裁判所の管轄区域（別紙参照）内であり、
本庁（名古屋市中区三の丸1-7-1）での勤務が可能な方 1人程度
岡崎支部（愛知県岡崎市明大寺町奈良井3）での勤務が可能な方 1人程度
豊橋支部（愛知県豊橋市大国町1-10）での勤務が可能な方 1人程度
※ 通勤は、公共交通機関利用となります。
※ 原則として、住所又は勤務先を管轄する家庭裁判所での勤務となります。
- (2) 年齢が40歳以上70歳未満であること（令和8年4月1日現在）。

3 提出書類

(1) 履歴書

別添の「履歴書」に所要事項を記載の上、顔写真（縦40ミリ×横30ミリ、本人
単身胸から上）を貼付してください。

(2) 申述書

別添の「申述書」に所要事項を記載の上、署名してください。

4 任命日及び申込締切日

- (1) 任命日：令和8年4月1日
- (2) 申込締切日：令和7年9月30日（火）必着
（上記締切日以降に申込みをされたときは、任命期が令和8年10月以降となる場合があります。）

5 申込書類の提出

別紙記載の送付先へ郵送又は持参してください（郵送の場合は、宛名左側に「家事調停委員志望書類在中」と朱書してください。）。

なお、郵送をされる場合は、発送前に、別紙記載の連絡窓口まで御電話をいただきますようお願いいたします。

注意事項

民事調停委員及び家事調停委員規則第2条（別紙参照）に該当する方は任命することができません。

(別紙)

【管轄区域】

本庁	名古屋市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、春日井市、小牧市、瀬戸市、尾張旭市、津島市、愛西市、弥富市、あま市、長久手市、愛知郡（東郷町）、西春日井郡（豊山町）、海部郡（大治町、蟹江町、飛島村）
一宮支部	一宮市、稲沢市、犬山市、江南市、岩倉市、丹羽郡（大口町、扶桑町）
半田支部	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡（東浦町、武豊町、美浜町、阿久比町、南知多町）
岡崎支部	岡崎市、安城市、碧南市、刈谷市、西尾市、知立市、高浜市、豊田市、みよし市、額田郡（幸田町）
豊橋支部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、北設楽郡（設楽町、東栄町、豊根村）

【連絡窓口（送付先）】

本庁での勤務が可能な方

名古屋家庭裁判所事務局総務課人事第一係

〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-7-1

電話 052-223-0996（ダイヤルイン）

岡崎支部での勤務が可能な方

名古屋家庭裁判所岡崎支部庶務課

〒444-8550 愛知県岡崎市明大寺町奈良井3

電話 0564-51-8972（ダイヤルイン）

豊橋支部での勤務が可能な方

名古屋家庭裁判所豊橋支部庶務課

〒440-0884 愛知県豊橋市大国町110

電話 0532-52-3212（ダイヤルイン）

【民事調停委員及び家事調停委員規則第2条】

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 2 公務員として免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 裁判官として裁判官弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
- 4 弁護士、公認会計士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、建築士、不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補又は社会保険労務士として除名、登録の抹消、業務の禁止、免許の取消し、登録の消除又は失格処分の懲戒処分を受け、当該処分に係る欠格事由に該当する者
- 5 医師として医師法第7条第2項の規定により免許を取り消され、又は歯科医師として歯科医師法第7条第2項の規定により免許を取り消され、再免許を受けていない者